

救命救急センター施設整備事業費 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、重篤な救急患者に対する医療を確保するため、救命救急センターの施設整備事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続きに関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業は、「救急医療対策事業実施要綱」（昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知）に基づき、医療機関が行う救命救急センターの施設整備事業とする。

(事業計画の策定)

第3条 補助金の交付を申請しようとする者は、事業に関する計画書及び事業の実施に要する調書を、様式第1号別紙（1）から別紙（4）により作成し、別に定める日までに、知事に対して提出するものとする。

(補助対象外経費)

第4条 この補助金は、次の各号に掲げる費用については補助の対象外とする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収に要する費用
- (5) その他施設整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次により算定するものとする。

- (1) 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)による選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄の調整率を乗じて得た額（算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を交付する。

(申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、補助金の交付の申請をしようとする者は別に定める日までに、知事に対して提出するものとする。

(添付書類)

第7条 規則第4条第2項第1号、第2号、第4号に掲げる事項に係る書類は、これを要しない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象区域の工事設計図
- (2) 補助事業に係る工事仕様書、工事仕様書
- (3) 歳入歳出予算書の抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）
- (4) その他参考となる資料

(軽微な変更)

第8条 規則第6条第1項第1号の規定により知事が定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更で、当該補助申請額に変更を生じないもの
- (2) 補助対象事業に係る建物の規模、構造又は用途の変更で当該建物の機能に著しい変更を生じさせないもの

(変更申請手続)

第9条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して変更交付申請を行う場合には、第6条及び第7条に準じた手続に従い行うものとする。

(交付の条件)

第10条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない
- (2) 補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - ア 建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
 - イ 建物の規模、構造又は用途（ただし、施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用

- し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
 - (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
 - (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
 - (9) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
 - (10) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
 - (11) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第6号により速やかに知事に報告しなければならない。
なお、補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という）が、全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
 - (12) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
 - (13) この補助金を補助対象経費以外に使用してはならない。
 - (14) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

（交付決定通知書の様式）

第11条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

（補助金の概算払）

第12条 知事は、必要があると認める場合においては、予算額の執行可能範囲内において概算払をすることができるものとする。

（遂行状況報告）

第13条 補助事業者は、毎年度9月末日及び12月末日現在の補助事業の遂行状況を、各翌月10日までに様式第3号により知事に報告しなければ

ならない。

(実績報告書の様式等)

第14条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第4号のとおりとし、その提出期限は事業完了後15日以内、又は各事業年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

なお、繰越により補助事業が翌年度に引き続き行われるときは、補助金の交付決定に係る事業年度の3月31日までに様式第7号による報告書を知事に提出して行わなければならない。

(添付書類)

第15条 規則第13条の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 経費所要額精算調書
- (2) 事業実績報告書
- (3) 財源内訳書
- (4) 当該事業に係る歳入歳出決算書(見込み)の抄本
- (5) 補助事業完了後の建物の全景及び補助対象事業の概要を示す写真
- (6) 工事契約書、領収書等の写し
- (7) 補助事業完了後の建物の構造概要、平面図(各室の用途を示すもの。)、面積表、工事精算仕様書及び工事仕訳書
- (8) 補助対象区域の工事設計図及び工事仕訳書
- (9) 建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定による検査済書の写し
- (10) その他参考となる資料

(確定通知書の様式等)

第16条 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(補助金の返還)

第17条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその金額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第18条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

- 2 知事は、補助事業者が同意した前項の誓約事項が虚偽であり、又はこの誓約に反したことが判明した場合、当該補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(その他)

第19条 この交付要綱に定める補助事業については、第1条第2項の規定にかかわらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の適用がある。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

別表第1（第5条関係）

1 基準額	2 対象経費	3 調整率
<p>次に掲げる（1）基準面積に（2）単価を乗じた額とする。</p> <p>（1）基準面積 2,300㎡ （ただし、30床未満の場合は、1床当たり30㎡を減じるものとし、脳卒中専用病室（SCU）を整備する場合は、1床当たり（4床を限度とする。）15㎡を加算し、小児救急専門病床（小児専門集中治療室）を整備する場合は、1床当たり（6床を限度とする。）15㎡を加算し、心臓病専用病室（CCU）を整備する場合は、1床当たり（4床を限度とする。）15㎡を加算し、重症外傷専用病室（重症外傷用集中治療室）を整備する場合は、1床当たり（4床を限度とする。）15㎡を加算する。）</p> <p>（2）単価 250,000円</p>	<p>救命救急センターとして必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費</p> <p>（1）病棟 （病室、集中治療室（ICU）、記録室、処置室、診察室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等）</p> <p>（2）診療棟 （検査室、エックス線室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、診察室、廊下、待合室、便所、暖冷房、附属設備 等）</p> <p>（3）その他 （事務室、機械室、自家発電室 等）</p> <p>（4）脳卒中専用病室（SCU）</p> <p>（5）小児救急専門病床（小児専門集中治療室）</p> <p>（6）心臓病専用病室（CCU）</p> <p>（7）重症外傷専用病室（重症外傷用集中治療室）</p>	<p>0.33</p>

<p>ヘリポート1か所 当たり 78,345千円</p>	<p>ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請 負費</p>	<p>0. 3 3</p>
<p>脳卒中専用病室 (SCU)を整備する場 合、次に掲げる(1) 基準面積に(2)単価 を乗じた額とする。</p> <p>(1) 基準面積 15㎡×脳卒中専用 病室数(ただし、4床 を限度とする。)</p> <p>(2) 単価 250,000円</p>	<p>脳卒中専用病室(SCU)として必要な次の部 門の新築、増改築、改修に要する工事費又は 工事請負費</p> <p>病棟(脳卒中専用病室、廊下、便所、暖冷 房、附属設備 等)</p>	<p>0. 3 3</p>
<p>小児救急専門病室 (小児専門集中治療 室)を整備する場合、 (1)基準面積に(2) 単価を乗じた額の合 計額とする。</p> <p>(1) 基準面積 15㎡×小児専門病 床数(ただし、6床を 限度とする。)</p> <p>(2) 単価 250,000円</p>	<p>小児救急専門病床(小児専門集中治療室) として必要な新築、増改築、改修に要する工 事費又は工事請負費</p> <p>病棟(小児専門集中治療室、廊下、便所、 暖冷房、附属設備 等)</p>	<p>0. 3 3</p>

<p>心臓病専用病室 (CCU) を整備する場合、(1) 基準面積に (2) 単価を乗じた額の合計額とする。</p> <p>(1) 基準面積 15㎡×心臓病専用病床数 (ただし、4床を上限とする。)</p> <p>(2) 単価 250,000円</p>	<p>心臓病専用病室 (CCU) として必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費</p> <p>病棟 (心臓病専用病室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)</p>	<p>0. 3 3</p>
<p>重症外傷専用病室 (重症外傷用集中治療室) を整備する場合、(1) 基準面積に (2) 単価を乗じた額の合計額とする。</p> <p>(1) 基準面積 15㎡×重症外傷専門病床数 (ただし、4床を上限とする。)</p> <p>(2) 単価 250,000円</p>	<p>重症外傷専用病室 (重症外傷用集中治療室) として必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費</p> <p>病棟 (重症外傷用集中治療室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)</p>	<p>0. 3 3</p>
<p>補強が必要と認められるもの基準面積</p> <p>2,300㎡×43,500円</p>	<p>救命救急センターとして必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費</p>	<p>0. 3 3</p>